

## 平成 19 年度 第 6 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 20 年 2 月 27 日（水） 9 時 00 分～12 時 00 分

場 所：中央合同庁舎 5 号館 22F 環境省第一会議室

出席委員：岡山委員、奥委員、乙間委員、河野委員、斉藤委員、酒井委員、辰巳委員、  
原委員、原田委員、平尾委員、山本委員（座長）

（五十音順、敬称略）

### 1. 製紙メーカーに対する再調査の結果について

- ・ この調査報告を受けあまりのひどさに言葉もない。グリーン購入法の施行前から広範大規模な偽装が行われており、法施行後も改善の努力がないことが明らかになったわけである。その（調査の締切）後、製紙会社の幹部が環境大臣室を訪れてグリーン購入法を蔑ろにしたことに対し、国民への謝罪があったのか。
  - ⇒ 22 日に大臣が閣議後の会見で見解を述べたので、何らかの対応があるとは思いますが、現時点ではまだない。今対応を考えている段階かと思う。（環境省）
- ・ 資料中の「平均配合率」とは、どういう数字か。
  - ⇒ 報告されている配合率の数値は、各社コンピュータで投入するパルプの流量を決めており、その記録または基になる配合表の規定値である。（環境省）
- ・ 古紙配合率が変動するという点について、製造工程ではその製品がグリーン購入法対応品、エコマーク対応品であるということが、現場の技術の人間に伝わっていないと考えられる。現場の考え方としては、古紙の種類や状況により操業上、最低ラインを守るために変化させ対応することがブレる原因としてある。
- ・ 要望書の内容等を拝見すると、やはり迅速な対応策の公表を望まれているということが非常に良く理解できる。ただ、この調査をもって、過去の偽装の全容が解明されたと思えるのかどうか、環境省はどのようにお考えか。あるいは、この委員会としてもこの程度の解明でもう良いと思えるのか、さらに調査をする必要があるのかどうか。経済産業省としてはいかがお考えか。
  - ⇒ 調査結果の中身については精査中であるが、早めに取りまとめたいと考えている。会社によっては外部の方を入れて調べているため、各社の対応を見守っていきたく考える。（経済産業省）
- ・ この調査結果によって十分に解明できたとは言えないが、これ以上調査をしても想像どおりの結果が出てくるだけであろう。業界の指導、解明は、指導官庁の方にやって頂き、それなりのけじめをつけていただくということは重要なことなのでお願いをしたい。この検討会としては、将来的に、あるいは既に他のグリーン購入法の対象品目の中に紛れ込んでいるかもしれない偽装を、未然に防ぐ方法の議論に入る必要。どうすればこういうことが防げるのか、あるいは既に起こっているなら、どうすれば自主的に報告していただいて早急に説明をしていただけるのか。そのシステムを早くグリーン購入法の中で検討すべき。
- ・ CO<sub>2</sub> の排出量を減らすということが最も重要な政策課題だということは十分理解しているが、今回のように森林減少等、他の項目が非常に深く関わっている重要な問題があり、CO<sub>2</sub>

のみのアピールは行き過ぎると間違った、危険なメッセージを送ってしまう。例えば、製紙業界がCO<sub>2</sub>の削減のためにはバージンを使うほうが良い、従ってバージンを使うほうが環境にやさしいのだというような議論を生む土壌を作るというか、雰囲気を作るのを助けてしまう。特に石油以外の様々なことに関わるものについては、丁寧なアピール、あるいは幅広い情報の提示をしないと、また同じような問題で同じような議論を繰り返すことになるのではないか。

- 今後どうやって取り締まるかという考え方が違うのでは。米国では、内部統制については法律的な規制が強化されており、日本でも平成20年度から金融商品取引法で内部統制報告書を提出しなければいけない。金融商品取引法というのは、財務諸表が中心だがこれに限らずコンプライアンスという問題も含めて、これをオープンにしなければいけない。このため、それが企業の行動を是正する手段になっていくのではないかと考える。
- 私は金融審議会の委員で、金融商品取引法の策定作業にずっと関わってきている。この内部統制報告書は、会社法の改正もあって入ったのだが、株式会社がほとんどであるため金融機関を始め、大抵出されるものは抽象度が高く表面的にはよくやっている、というような形のものがある。やはり具体性を持たせるにはどうしたら良いのか検討することは、これは内部統制報告書の課題ではあるが、重ねてお願いしたい。
- 今回の調査報告書から、内部的な要因は、管理体制の不備、技術者と営業との意思の疎通が不十分であった、もしくはコンプライアンス意識が不足していたというように色々出てきているが、もう少し外的な要因も含めて、この問題がなぜ起こったのかという全体像がまだ十分に解明されていない。例えば北越製紙は、1991年の当時の通産省令で古紙の定義が変わったため乖離が生じたという報告をしているが、こうした省令もしくは古紙の調達・供給の体制がどのように影響しているのかを含めて、もう少し十分な原因解明をしていかないと適切な対応策が見出せないのではないか。
- また、グリーン購入法の立法趣旨とその精神から考えると、そもそも規制的な内容を前提とした法律の設計になっていないものに、事業者に対し罰則も含めた何らかの義務付け規定を入れ込むことは非常に疑問。会社法の話があったが、他の現行の法令の中で対応できることがまだ残されているのではないか。例えば、参考資料2の経済産業省と製紙業界の間で設定した目標値は、資源有効利用促進法に基づき値を定めていたわけだが、実態はこれと乖離していたということであるから、この資源有効利用促進法に基づいて勧告を出すといった対応もできる。こうした事後的な対応を含め、未然防止策や現状に対する制裁についても、現行法令で取ることができる対応がないか、整理し検討する必要。
- 調査結果を見ると製紙連合会、あるいは製紙会社各社は、「間違っていた、ミスがあった。」というレベルでしか捉えておらず、国内全体における自分たちの責任の重さを何にも感じていないと受け取れる。また、経団連は、自主行動計画をはじめ自分たちでちゃんとやりますと常に言っているが、信頼していいのか。経団連としてこの問題をどのように捉えているのかを伺いたい。
- この調査結果資料は愕然とする内容。社長の謝罪が行なわれず、逆にこちらの検討会が無理を言った、消費者側の品質要求が高いという話の方が浮上ってきて、全く話が逆になっていると感じられてならない。1月に偽装が発覚して以来、国民の目には何がどこでどう行なわれているかが見えない状況であるため、国民にわかりやすく説明をする必要。やるべき項

目を立ち上げ、タイムスケジュールを立て、すぐにやることと、夏ぐらいまでにかけてやることを明確に示し、これも国民にわかりやすく説明をすべき。

- ・ 製紙会社各社及びこの業界の意識について、何を事実として捉えて、どのように改善をするのか、経営陣の方々はどう関与していたのか。また、パブリックコメント等の意見表明の機会にも持ってこられなかったという、ソフトの部分というか、社内体制、コミュニケーションの部分に非常に大きな問題があると考えられるため、これについても究明を進めていくべき。
- ・ この件は、製紙業界全体を含む問題であり、「偽装」という昨今のブームに乗ったような言葉で括るのは疑問。それも過去に遡りということであれば、経済産業省は把握していたのではないかと思う。環境省が無理を言っていたからということなのか、経済産業省としてのこれまでの把握の仕方をどのように考えておられたのかということも示して頂きたい。
  - ⇒ これだけ大規模な偽装を見破れなかったことは反省しなければいけない。ただ知っていたのかということについては、これだけの大企業が「100%です」と言っているものに、偽装があるなどは夢にも思わなかったというのは事実であると考える。（環境省）
- ・ 調査の内容が「なぜ守れなかったか」を問うているため、「難しいことを言われた」という議論になっている。「なぜ主張できなかったのか」という点に論点を絞って質問し、そこを含めた形で謝罪して頂くと、物事は前に進むのではないか。

## 2. 紙類に係る LCA 研究のレビュー及び古紙利用の推進について

- ・ LCA は CO<sub>2</sub> だけで議論されてしまうと非常に忸怩たるものがある。森林の問題をマクロに捉えて議論できるような場を作っていく必要があると強く思う。
- ・ また、先ほどの自主行動計画に対する疑念というのは、確かに感じているが、一方で自主的な取組の支援ができるような枠組みを議論していきたいと思っている。消費者の方は、どこも同じようなことをやっているのではないかという疑念を持ったはずで、それだけ製紙業界は責任があるのだということを自覚して、今後の対応を考えて頂きたい。NPO からは裏切られたのだからしっかり罰してほしい。
- ・ この偽装事件が、特に古紙のリサイクルに一生懸命取り組んできた動きに破滅的な影響を与え、古紙リサイクルに対する信頼が失われるときのインパクトというのはものすごく大きい。地球の森林資源を考えたときに、古紙を回していくことが正しいということをしっかりと打ち出す必要があり、国民の信頼回復のための再発防止も示した上で、安心して古紙の回収に協力して頂き、また紙を大事に使う必要があることを示すべき。
- ・ 参考資料 2 は平成 18 年 2 月の資料だが、今環境省としてこの資料を説明したのはどういう主旨からか。
  - ⇒ これは過去に、我々が（古紙パルプ配合率の見直しの際に）検討した前提になっているものであり、元々、この約束した数値に対し現状は非常に乖離が大きくなっていることから、今後どのように対応していくのかを議論するための参考として配布したものである。（環境省）
- ・ 鉄のリサイクルを見ても、比率の変動に対応するのは当然であり、それができないという

ことであれば、紙の業界がいかに遅れているかという話。昔の人が古紙リサイクルで築いた遺産の上に乗っかって、自分たちも環境に優しいかのような顔をしているような、紙の業界に対しては厳しい懲罰を与え責任を取らせるべき。厳しい懲罰とは、紙を使うこと自体が環境のことを考えていないという意識を作り上げていくというのが一番の筋で、それを取り返すためには古紙リサイクルをきちんと努力して位置づけることだと考える。

- ・ リサイクルの問題は、廃棄物処分場の問題、森林資源の保全、リサイクルに係わって発生する CO<sub>2</sub>、水質汚濁等の様々な環境影響があり、それをすべてひとつの方式で足し合わせる事ができればひとつの結論が出るが、それぞれの環境に与える影響の重み付け係数をどう選ぶかで判断が変わってくる。廃棄物をもう埋める場所がなければそれを最優先にせざるを得ないし、森林がほとんどなくなっていれば森林資源の保全を何が何でも優先するとなる。その判断は社会の選択である。
- ・ LCA におけるインパクトに対する総合評価を実施するのは国民であるということ。CO<sub>2</sub>、SO<sub>x</sub>、森林利用等の環境影響のそれぞれの LCA データを出し、これが国民のみなさんに問われているのだという姿勢で事務局ではまとめてほしい。どれが正しいかという議論ではなく、まさに国民が選ぶ問題であることを示すことが、今一番必要である。
- ・ 岡山先生、平尾先生及び前回事務局から参考資料 2 で出されている LCA のレビューを基に、A4 1 枚裏表でまとめてこの検討会の見解として資料を準備していただき、原田先生にはお二人の原案をチェックして頂くようお願いしたい。

### 3. 作業部会 (WG) の設置について

- ・ 先日の環境大臣の見解に対する製紙メーカー及び関係業界の対応は、まだわかっていない状況。要望書にもあるように、やはり社会的混乱はなるべく最小に抑えつつ、このグリーン購入法はさらに強化・発展をさせる必要があるが、全体会合を頻繁に開くことは実質上不可能であるため、作業グループをいくつか立ち上げることとしたい。
- ・ 一つは、まずグリーン購入法施行直後から、偽装が放置されてきたのは何故か、パブリックコメントで意見を表明することすらせずに偽装を続けてきた要因等について、ヒアリングをする必要。それを踏まえ NGO、古紙の流通業者や学者など、様々な関係者を集め紙類等の基準案を検討する作業グループが必要と考える。さらには、罰則規定を設ける等、グリーン購入法の実施体制そのものに関わる検討も必要。これらを踏まえ、具体的に作業グループを立ち上げ、次回 3 月 28 日の検討会に間に合うよう検討を進めて頂きたい。
- ・ 作業グループにおいては、再生紙という言葉の定義を検討すべき。1%しか入っていないでも「再生紙」と言えるというのは納得ができない。

⇒ 作業グループの設置については状況を見ながら、また各先生とご相談をしながら、山本座長の意向に沿って作業を進めていきたい。(環境省)

⇒ 調査結果はまだ不十分な点もあるが、再々調査を行うというのではなく、どうしてこうなったのか、基準をどうするのか、あるいはこれからのグリーン購入をどうするのかとの議論に入っていただくことはありがたい。ヒアリングを行い対応することも考えている。環境大臣も「次の話をやる前にけじめをやれ。」とされていることから、今日の議論としてはこの報告のを中心とし、ワーキングの設置を含め今後の進め

方については、座長一任で迅速に詰めていくこととさせて頂きたい。（環境省）

以上